

令和3年度 第2回富田林市補助金等検討委員会 会議録要旨

総務部行政管理課

- ◆日 時:令和3年11月12日(14:30~16:10)
- ◆場 所:富田林市役所 2階 201会議室
- ◆委 員:別紙のとおり
- ◆事務局:谷口、阪谷、北村、上久保、井上
- ◆開催形態:公開(傍聴人3人)

発言者	概 要
事務局	<p>はじめに</p> <p>◆委員会(議事録)の公開・非公開及び配布資料の取扱い</p> <p>・只今より、令和3年度第2回富田林市補助金等検討委員会を始めさせていただきます。先週に引き続き、お集まりいただきまして、誠にありがとうございます。</p> <p>本日の委員会につきましても前回と同様に会議を公開する形で開催させていただきたいと考えていますが、傍聴希望人の方にご入場いただいでよろしいでしょうか。</p> <p>→(異議なし)</p>
事務局	<p>・ありがとうございます。それでは、委員の皆様におかれましては、しばらくお待ちいただきますようお願いいたします。</p> <p style="text-align: center;">>>>>> 傍聴人 入場 <<<<<<</p>
事務局	<p>◆開催要件</p> <p>・改めまして、会議の方を進行させていただきます。</p> <p>始めに、本日の会議につきましては、委員総数の半数以上のご出席をいただいでおり、本会議設置要綱に規定された委員会の開催要件を満たしておりますことを報告させていただきます。</p>
事務局	<p>1. 補助金等の見直しの必要性について</p> <p>・それでは、事務局で作成しました資料を基に説明させていただきますが、会議の進行につきましても、久委員長よりお願いいたします。</p>
久委員長	<p>・皆さん、こんにちは。</p> <p>第1回目は、事務局より全体のご説明をいただいで、本日以降の議論の中で必要な資料を委員会からもお願いしましたので、本格的な議論は、本日からということになります。</p> <p>様々な角度からご意見を賜って、徐々に集約をしていく方向で進めていければと思います。</p> <p>それでは、1週間で多くの資料を用意していただきましたが、まずは資料の説明も含め</p>

<p>事務局</p>	<p>て、事務局からご報告をお願いします。</p> <p>・行政管理課の上久保です。よろしくお願いいたします。</p> <p>まず初めに、配布資料の確認をさせていただきます。</p> <p>お手元に配りました、第2回補助金等検討委員会会議資料ですが、次第、説明資料目次、インデックスの資料④から⑨が揃っていますでしょうか。</p> <p>それでは、第1回目の委員会にて、市がこれまでに行った取組みや課題と認識していることなどを事務局にて整理するとともに、今後どのような見直しを行っていくのか、その方針についても一定の考えを整理いたしましたので、ご説明させていただきます。</p> <p>それでは、補助金の適正化に向けた取組みについて、資料④の1ページ目をご覧ください。</p> <p>ここでは平成26年以降に、本市が取り組んできた補助金適正化の取組みについて説明いたします。</p> <p>前回、お配りした資料②で簡単には説明いたしましたが、より詳細な説明をさせていただきます。</p> <p>平成26年に富田林市補助金などの交付に関する基本指針を策定し、補助金の適正化を図ってきました。</p> <p>具体的な取組みとしましては、(1)、項目①に載せています、補助金分類の見直しを行いました。</p> <p>これまでは、団体補助金と事業補助金の2種類であったものを団体運営費補助、奨励的事業費補助、委託的事業費補助の3種類に分類しました。</p> <p>それぞれの補助金の類型については、中段の枠組みに説明を載せていますが、この時の適正化の取組みでは、団体運営費補助については、新規団体設立時の初期支援を行うものとなりました。</p> <p>奨励的事業費補助は、市が公益性があると認め、市の行政目的の達成に寄与すると認めた事業に対して補助するものとなりました。</p> <p>委託的事業費補助については、市が直接事業を行うより、団体が実施するほうがより効率的、効果的である委託的な事業に対して補助するものとなりました。</p> <p>この取組みにより、平成25年に33件あった団体補助については、令和2年度には5件になっています。</p> <p>ここで資料⑤の1ページ目をご覧ください。この資料は、平成25年時点で団体補助としていたものが、令和2年までにどのように移行してきたのかを示す資料です。</p> <p>補助金適正化の取組みとして、それまで団体の運営費として補助していたものをそれぞれの事業経費に対する補助に切り替えていきました。</p> <p>表の中で、令和2年類型というところで、黒い網掛けをしている5件のみが、現在残っている団体運営費補助となっております。</p> <p>この表は、補助金適正化の取組みについて、成果を示すために作成しましたが、この表を作成することで過去からの補助金が、形を変えて存続していることがわかります。</p>
------------	---

補助金の金額としても、表の一番下段に合計金額を記載していますが、ほぼ横ばいの推移をたどっています。後ほど、課題の検討でも触れますが、同一団体に継続して補助することが、一概に硬直化を示すものではないのですが、その一端を現すものではないかと考えています。

資料が前後しますが、また、再度資料④の1ページに戻っていただけますでしょうか。

続きまして、適正化の取組みとして、項目②事業費補助のあり方について説明します。

従来は、事業費補助の場合、対象経費のうち、市が補助する割合などが不明瞭でした。これを、項目①でも説明しました奨励的事業費補助と委託的事業費補助に分類することでルールの特明確化を行いました。

基準としては、市の目指す施策目的に合致する事業について、事業者が自発的に行っているものについては、原則2分の1を補助する。

また、本来、市が行うべき事業を、効率性などの面から、より効果的に実施できる事業者に委託的に事業を行ってもらう場合、事業経費の10分の10を補助するとしました。

基準を設定することで補助金に係る予算執行の適正化を図りました。

続きまして、2ページ目をお願いします。

項目③、補助対象経費の特明確化の取組みについて説明いたします。

これにつきましても項目①に関連する部分がありますが、団体運営に係る一般管理費から、個々の事業の実施に必要な経費に対して補助することで、補助金の適正化を図りました。

具体的な取組みとして、個々の補助金の要綱を改正し、補助対象経費を特明確化しました。

また、公金であることから、不適切な経費や社会通念上認められない経費について整理を行いました。

続きまして、項目④繰越金の解消について説明いたします。

繰越金については、原則認めないとの基準を設定しました。

これまで、単年度の補助金額を上回る余剰金、繰越金を保有し、その精査がなされないまま補助金が交付されている団体がありました。これを改め、原則として繰越金は認めない方針を立て、適正化に取組みました。

ここまでは、基本指針に則り、個別の補助金に対して行った取組みとなります。

(2)からは、補助金制度全般に対する取組みとなっております。

(2)は補助金の事務マニュアルの整備を行いました。

平成23年に初めて事務マニュアルの整備を行い、平成28年に補助金の類型などの見直しを盛り込んだ改正を行いました。

事務マニュアルの整備により、庁内で統一的な基準に基づく補助金の執行を担保しています。

この事務マニュアルについては、資料⑦となります。併せて、別冊の様式記載例集もお付けしております。

続きまして、(3)個々の補助金交付要綱の見直しと要綱の公開について説明いたしま

	<p>す。</p> <p>これまで説明してきた取組みと関連しますが、団体補助から委託的事業費補助や奨励的事業費補助に移行したものについて、見直しに対応した要綱の改正を行っています。</p> <p>また、補助対象経費の明確化により、対象となる経費と補助金の算定方法を記載し、補助金制度の透明性を確保しました。</p> <p>以上で、これまで事務局及び市が取り組んできた内容を説明させていただきました。ここまでで何かご質問などはございますでしょうか。</p>
藤委員	<p>・資料④の1ページで奨励的事業費補助や団体運営費補助について、公益上必要と認めると記載があるが、いずれの補助に関しても公益性の基準があつて、どのような目的で補助しているなど具体的に取決められたものはないのか。</p>
事務局	<p>▶お配りました資料⑦の記載例集23ページと24ページに補助金等交付基準適合チェック票というのがあり、この基準に当てはめながら個々の補助金の審査をしています。</p>
藤委員	<p>・補助金には目的と手段があり、経費の細かな対象などは手段の一環である。補助金は公益性があつて、初めて交付できるものなので、これまでの見直しの中において、これが公益性であるという基準のようなものがあるのか。</p>
事務局	<p>▶担当課でチェックしている状況なので、全庁的に何かの判断基準があるという状況ではございません。</p>
藤委員	<p>・どこまで何をどのようにしてるかということがわからなかったら判断ができない。</p> <p>この委員会では、全ての補助金に公益性があることを前提に物事を見ればいいのか、それとも公益性のところまで見ていかなければならないのか。</p> <p>対象経費などは補助金を交付する際の出し方の話であり、新たに交付する補助金の際には公益性があるのかということを見ていかなければならないのでどう見ればいいのか。</p>
事務局	<p>▶前回の委員会で個々の補助金の中身まで検証する時間はいただけないので一定の公益性という点については、総論としてご意見をいただいた中で、改めて、事務局側で検証を深めるという流れになるのかと考えています。</p>
久委員長	<p>・後ほどの議論でポイントになると思いますが、私個人も他市において市民公益活動の補助金の審査を行わせていただいています。その際には、公益性があるかどうかという点を審査員がチェックしています。公益、共益、私益という3つの段階があると思いますが、公益なのか共益なのかは微妙なところがあります。</p> <p>共益は自分たちのグループの中での利益であり、公益というのはより一般的な外に対しての利益がないといけません。例えばイベント事業を実施して集まっているのが自分たちのグループのみであるみたいな話になってくると、これは公益ではなくて共益になります。この公益と私益の区分だけではなくて、公益と共益の区分というのにも必要があるので、その辺りは議論の中で検討させていただければと思います。</p> <p>先ほどの資料④の説明で何か他に質問などはございますでしょうか。また、議論は後ほど、これを含めさせていただこうと思いますので、質問ないようでしたら次の説明をお願いします。</p>

事務局	<p>・それでは、続けて説明させていただきます。</p> <p>続きまして、補助金の適正化に向けた課題の検討について説明させていただきます。資料④の3ページをお願いします。</p> <p>ここでの課題につきましては、先ほど説明しました、これまでの適正化の取組みを実施する中で発生したものととなりますので、説明内容が前後するものもありますので、ご了承ください。</p> <p>まず項目1、団体運営費補助の適正化について説明します。丸印で列記しているものが、前述の取組みの内容をまとめたものとなります。その下、矢印以降に記載しているものが、現在課題として認識しているものとなります。</p> <p>課題としましては、依然として、5団体の運営経費に対する補助が続いている点。</p> <p>団体補助が全て駄目であるということではなく、現在は、新設団体の初期支援のための制度と位置付けていますが、実際にはこれを利用した団体はなく、また、前回の委員会でもご指摘をいただきましたが、既存団体との補助内容に差異があり、公平性、平等性に欠ける点。</p> <p>また、これまでの取組みの際に触れましたが、過去に整理した団体運営補助について、大部分の補助金が、現在まで存続しており、実質的に補助制度を硬直しているのではないかと整理しました。</p> <p>ここで1点、前回の委員会にて資料請求のあったものについてご紹介させていただきます。</p> <p>資料⑤の補助金の推移の更に補足としまして、現存している5団体の会員数、会費、会則の資料を付けております。</p> <p>団体ごとに資料を用意しており、ページ番号が振られていませんので、若干わかりにくい資料となっていて申し訳ございませんが、どのような団体があるのかを捉える資料として、議論にご活用いただければと思います。</p> <p>各団体の内容については、ここでは詳細に触れませんので、後ほどの議論の中でのご活用をお願いします。</p> <p>続きまして、資料④に戻っていただきまして、課題の検討の項目2、委託的補助事業のあり方について、ご説明させていただきます。</p> <p>委託的補助事業については、これまでの取組みの中で団体補助から移行するために適切な分類であるとの考えで設定し、運用してきました。しかし、前回の委員会でも様々なご指摘をいただき、事務局として改めて検討を行いました。</p> <p>矢印以降にまとめていますが、委託的補助事業という定義自体がグレーな点を抱えております。まず、市が委託として発注するのであれば、当然に仕様書が必要となります。</p> <p>事務局で個々の補助金の精査ができておりませんが、ご指摘のとおり事業を委託するのであれば、仕様書の整備が必要であると考えております。</p> <p>また、仕様書に明確な目的、成果が設定されていれば、それに対する評価と、評価に基づく補助金の交付となりますが、それに関するルールというものが明確ではありません。</p>
-----	--

矢印の3つ目と4つ目については、関連する内容になりますが、委託的事業補助の交付相手方が固定化されてしまうことで、競争性が働いていないという課題があります。

そもそも、委託的事業費補助へ分類したことは効率性を鑑みてのことでしたが、補助金類型を含め、制度の再設計を検討する必要性を感じております。

続きまして、項目3、成果の設定、効果検証について説明いたします。

項目2の委託的補助事業のあり方の中でも課題として挙げましたが、補助金全般にあたって、成果の検証が不十分であるという点が挙げられます。

これまでの取組みとして、補助の目的や補助対象を明確化することで、透明性を高めることに努めてきました。しかし、補助金の中には、定量的な成果の設定が困難であったり、成果の設定自体がなじまず、効果検証ができないまま補助を行っているものも存在します。

効果検証ができない、つまり、その補助金が公益性や市民の福祉の増進、市民ニーズに合致しているかなどの観点に対して有効かどうか不明瞭になっています。

資料⑦、補助金事務マニュアルのところにも記載してあることなのですが、富田林市の補助金交付規則の第10条に、実績報告を基に審査を行うという条項がございます。

実際に評価を行うにあたっては、補助金等交付基準適合チェック票というものを定めており、適合したものに補助金を交付しております。

先ほど、説明させていただいた資料⑦の23ページ、こちらが補助金等交付基準適合チェック票となっております。こちらに適合したものに対して補助を行っております。

ただし、このような取組みを行っていますが、効果検証が不十分であると認識しており、補助金の新設、変更、廃止を検討するにあたっては、補助金の効果や有効性といった指標が検討材料となるのですが、基準やルールが定められていないため、十分な議論ができないという課題があります。

ここで参考資料の説明をさせていただきます。

資料⑤、先ほど団体補助金の推移を説明しましたが、続きまして、2ページ目以降について説明いたします。

それぞれのページごとに廃止した補助金、新規の補助金、制度は同一であるが金額の変更があったものという分類でまとめております。

廃止補助金としては、平成25年時点では約1億6,000万円あった補助金が、令和2年には0となっております。

新規補助金としましては、3ページ目になります。平成25年時点では0であった補助金が、令和2年の決算では約2億円となっております。ただし、この中には、新型コロナウイルス感染症対策の補助金というのが含まれておりますので、そちらを合計しますと約9,000万円となっておりますので、それらを除いた約1億1,000万円が新規補助金の創設となっております。3ページの中で、新型コロナウイルス感染症に係る補助金としましては、黒の網掛けとなっているものが、それに当たります。

最後に4ページ、既存補助金で金額の増減があったものを抽出した一覧表をお付けしております。こちらに関しましては、対前年比で50%以上の増減があったものを対象として

抽出いたしました。

裏面を見ていただきますと合計金額の記載があり、廃止による効果額が約5,500万円というのをお示しているのですが、こちらに関しましては、まだ個々の補助金の詳細な検証などができていませんので、参考としてお留め置きください。

続きまして、資料④の4ページをお願いします。

適正化・見直しの方向性ということで、これまでの補助金適正化の取組みや課題の検証を基に事務局として考えている、今後の方向性をお示しております。

ここで挙げた内容は、現在も取り組んでいるもの新たに取組むものも含めまして、補助金制度全体への取組みとして、網羅的に作成しております。

7項目挙げておりまして、まずは、1番、事業補助を原則とすること、2番、補助目的、目標を具体的かつ明確にすること、3番、補助の効果を常に検証すること、4番、社会情勢の変化に対応すること、5番、補助団体の財務状況を把握すること、6番、補助対象経費を明確化すること、7番、適切な歳出科目への見直しを挙げております。

個別の内容としましては、先ほど説明しましたこれまでの取組みをより一層推進することと、現状の課題の解決に向けた新たな制度設計を行うものとなっております。

この事務局での考え方に対し、不十分であるもの、より具体化するもの、追加または削除など、様々な視点からの議論をお願いしたいと思います。

最後に、今回、配布しました残りの資料について説明をさせていただきます。

主に、前回の委員会にて参考資料として請求されたものをご用意させていただきました。

資料⑥につきましては、本市の総合的な方針、考え方を示したものとして、本市の総合ビジョン及び総合基本計画から、補助金や市民協働に該当する箇所を抜粋して添付しております。

続きまして、資料⑧につきましては、市議会や監査など、補助金関係で質問や指摘があったものをまとめております。

最後に、資料⑨になりますが、前回にお渡しした補助金一覧を事務局にて整理し、個別のケースごとに分類したものです。暫定的に作成したものでありますが、現時点で分類したものを紹介いたしますと、資料⑨の1ページ目、市が事務局的功能を担っているものとなっております。

前のご指摘いただいた協議会や連絡会などは、市との関係性を再構築する必要があると考えており、今後の団体の自立に向けた検討が必要なものとして、モデルケースとして抽出しております。

次に資料⑨の3ページ目、全体事業費が補助金のみで運営されているものとなっております。補助金ありきでの事業となっており、委託的事业であれば、業務委託への変更の検討や補助金への依存体質の改善などを検討するモデルケースとして抽出しております。

続きまして、資料⑨、5ページ目をお願いします。こちらは同一団体への継続的な補助金として継続して10年以上にわたって補助金を交付しているものとなります。

<p>久委員長</p>	<p>こちらの条件については、まだ多数の団体が該当しますが、ここでは、参考として一部を抽出して資料としてお付けしております。</p> <p>この資料⑨でお示した分類は、今後、議論する上で、様々なモデルケースが考えられますので、これからも課題の抽出などを随時行い、委員会で必要に応じて資料の作成を進めていきたいと思えます。事務局からの説明は以上となります。</p> <p>・ありがとうございます。それでは、資料の質問も含めて、今後、どういう観点で議論していけばいいのかということで意見交換させていただければと思います。</p> <p>私から口火きりも兼ねてお話をさせていただきますが、先ほど、事務局から新規補助金の説明がありましたが、既存の補助金を見る以上に新規補助金を見た方が、より目的などが明確になるのかなという気がしました。</p> <p>これまで一定の見直しが行われてきた以降も、新たな補助金が社会的に必要だからこそ生まれているわけですから、この新しい補助金をタイプ分けしていけば、その目的が整理できるのではないかと。</p> <p>今回の新型コロナ対策が一番の典型例ですが、一つは経済的に困窮している方々に対して、金銭的補助をするというものがいくつもありますよね。所謂、経済原則で非常に厳しくなった方々に対して、公的支援をしていくという役割だと認識していますので、こういったタイプが一つあると思えます。</p> <p>もう一つは新たな事業を展開する時に事業を広めていく、所謂、奨励をするために当初の補助金として実施していくタイプのものであるのではないかと。</p> <p>補助金の話とは、少しずれるかもしれませんが、今回、国ではマイナンバーカードを取得して欲しいということで新たなポイント付与の制度を作っていきましたがそれも一つだと思います。</p> <p>つまり、マイナンバーカードという新しい事業制度を定着させるためにインセンティブを与えるということで交付する補助金もあると思えますので、いくつかタイプごとに新規補助金の目的を見ていけば、見えてくる部分があって、それを整理した上で既存の補助金事業が新規の補助金のどのタイプに当てはまるのかを整理していけば、当てはまるものは今後も必要であり、そこから漏れてくるのはどういったもので、今後どうするのかというところが明確になるのではないかと。一度、事務局の作業として、新規事業を目的によってタイプ分けするというのも一つあるのかなと思えます。</p> <p>更に言えば、既存団体の既存の補助金だけを見ていると中々わからないので、もし同じようなものを新しい団体が手を挙げた時に認められるのかどうかという観点で見ておくのも一つかなと思えます。</p> <p>例えば、色々なイベント行事に公益性が高いからということで事業補助をしています。もし仮に新しい団体が生まれた場合にその団体に対しても同じように補助金を出せるのかどうか。それらを見ることによって、既存団体の既存補助金の有効性みたいなものが見えてくるのではないかと。新しいものを見つかりと見ていくという観点も重要なことだと思います。関連してもいいですし、他の観点でも結構ですけども、いかがでしょうか。</p>
-------------	---

<p>藤委員</p>	<p>・補助金は基本的に住民の福祉の増進に充てなければいけないので、市民の方が幸せに安定できる暮らしとか環境をつくり出すような施策を打ち出した時に、それを行政が行うのか、効果的効率的な観点から民間に委託するのか、もしくは、団体の方に補助事業として行っていただくのかという選択を行い、予算を組まれて行政が進めていると思いますので、その考え方の基本に立った時に、今の補助金をもう一度見直した上で、こういう行政目的があった、公益性があったというところからスタートしていかないと駄目ではないか。</p> <p>また、先ほど仰っていた補助団体が徐々に増えてきた場合にどうするのかという点については、小学校区単位でまとめるか、市一本でまとめるかを考えればよいと思います。</p> <p>補助金全体を見ていると、そういった区別がなくて支出されている補助金が特にあり、そういったところについては、もう少し切り込んだ方がいいのではないかと思います。</p>
<p>久委員長</p>	<p>・藤委員のお話を私は違う視点から同じことが言えるのではないかと考えていて、他市で民間団体や市民団体に対する公益活動の助成を審査させてもらう中で、これはどう考えても当該団体が自主事業としてやるべき事業ではなくて、本来市がやるべき事業ではないのでしょうかと思うことがあります。</p> <p>例えば、具体例として、新しく日本にいられた外国人の方に対して日本語教室を実施するという事業を、とあるNPO法人の方が私たちの事業として行わせてほしいと言うわけですよね。その仕組みとしては3年間しか補助金がもらえないので、4年目以降は自分たちで行ってくれという話になるんですけど、次々と新しい外国人の方が日本にいられて、日本語に困っているということを追跡するのは、本来市役所の仕事ではないのかと。そうであるならば、自主事業に対する補助ではなくて、市の事業として委託をすることによって、継続的にお金が出てくるわけですので、それが本来ではないのかと申し上げたことがあります。</p> <p>更に最近では、こども食堂も同様だと思います。こども食堂は貧困家庭の子供さんをどうするのかという問題なので、これが本当にNPO法人や市民団体が自主事業としてやるべき問題なのか。社会的困窮という話が出てきた時に、これは市の事業として行うという手段もあって、市が本来行うべきことであるが、それだけ蓄積されたノウハウもないし、手も回らないのでNPO法人などに行ってもらう方が効率的であるという形で委託を行えば、継続的にお金がつくわけですよね。それも掛かる費用の10分の10が出るはずですので、そこは一つ一つの事業内容が、本来市が行うべきものなのか、民間、或いは市民の方で行っていただくべきものなのか、こういった目線で考えた時にはかなりクリアになってくるのではないかと思いますので、市が行うべきものと判断をするのであれば、委託的事業費補助という中途半端な言い方をするのではなくて、委託という形で出したらいいいので、このような観点も整理の切り口として少し考えていただければと思います。そういう意味で藤委員も私も同様のことを申していると思います。</p>
<p>佐井委員</p>	<p>・限られた時間で議論を行わなければならないので、やはり議論の対象を絞らないといけ</p>

事務局	<p>ないと思います。資料⑤の新規補助金の推移の表中に個人給付の肺炎球菌ワクチン接種費用助成という記載があるが、これは接種する側の医療機関に対して助成しているのか、それとも接種される人の費用の一部を市が負担として助成しているということなのか。そもそも助成というものは、この場で議論する補助金なのか。</p> <p>▶ご指摘いただいたのは個人給付であくまでも接種される方に対して助成金として給付しているものですが、市の補助金には、補助金という名前以外にも応援金、交付金、給付金、補給金など様々ございます。資料⑤の新規補助金の推移については、新規で市民の方や団体の方を対象に交付しているものを一旦リストアップしたのですが、最初にご説明しましたとおり、基本的には補助金の大きい枠組みで検討いただくことが望ましいのかなと考えております。</p>
佐井委員 事務局	<p>・それでは、個人給付については省いていいということですか。</p> <p>▶検討すべき優先順位としては、下げてくださいいいのかなと考えております。</p>
藤委員	<p>・佐井委員が仰った内容は、補助金であるものの、実は医療機関に対する負担的な側面もあるので、補助金からは外して、負担金として取扱う方がいいのではないかと。事務局が仰るように委員会ではあまり審議しない方がいいのかなと思います。</p>
中川委員	<p>・今のお話で言いますと資料⑤の新規補助金の推移というところで制度的というタイプがあるが、これは何なのか。</p>
久委員長 事務局	<p>・表の一番下の五つですね。事務局より補足説明があれば、よろしく願います。</p> <p>▶制度的補助は、国や大阪府などの制度に基づいて交付する補助金なので、こちらも先ほどの個人給付と同様に表としてはお見せしていますが、議論として深めていただく必要はないものと考えております。</p>
久委員長	<p>・この辺りは委員会でも整理しながら、今後議論を進めていきましょう。</p> <p>私の方から一番分かりやすいなと感じたのは、資料⑤の団体補助金の推移ですが、未だに5つの団体は団体補助から切り替わっていないが、なぜ切り替わらないのかということケーススタディーとして議論すれば、今後のあり方として考えられるのではないかと。</p> <p>この5つの中で、事業の内容は違いますが、目的が同じではないかと思われるのが、東条地区10町連合会補助金と軍恩連盟、遺族会補助金です。</p> <p>どのように同じかと言いますと、軍恩連盟や遺族会は、かつて、日本のために戦ってくれた軍人の方々に対して、どういうことができるのか所謂補償としてある団体補助の制度ではないかと思えます。</p> <p>同じように東条地区も様々な処理施設などを受け入れてくれているが故の補償のための団体的補助という意図があると思えますので、この辺りは今までのタイプとは違うのかなと思います。これらが団体運営費補助でこのまま続くのか、或いは、別の形での補助として続くのかは検討する必要がありますが、様々な形で市民全体や国全体のために汗をかいて下さっているわけですから、そのことに対してお金を差し上げるというのは、事業目的とは違うところの目的があるので、これは一つのタイプとして存在するのかなと思いました。</p>

藤委員	<p>・関連する話ですが、富田林市公園緑化・愛護・緑化推進活動事業補助金と記載がありますが、この団体は自発的に出てきたものではなくて、市で出資をされて設立された団体ですか。</p>
事務局	<p>▶仰るとおりです。</p>
藤委員	<p>・シルバー人材センター補助金、とんだばやし国際交流協会補助金、富田林市地域人権学習・交流事業補助金、(社福)富田林市社会福祉協議会活動事業補助金なども同様のことが言えるが、公益性があり、市が必要として設立された団体の補助金については切りようがないのではないかと。これらは補助金ではなくて、行政と団体が一つ一つの行政目的に向かっていくものなので、それを審議するのは難しいので特別扱いをしておいた方がいいのではないかと。</p> <p>すばるホールはどうなっているのか。</p>
事務局	<p>▶すばるホールについては、指定管理者制度が始まる前から、管理委託をするために(公財)富田林市文化振興事業団という団体を設立しており、現在は指定管理施設の管理運営を担っていただいております。自主事業を行って、収入を得ていることはありますが、補助金として市から給付しているものはありませんので、指定管理料のみで運営されています。</p>
久委員長	<p>・ご指摘の点については、人件費に相当するものを補助しているという部分が多いので、今後、議論する方がいいのではないかと。人件費とは、何か仕事をしてもらうためにお支払いしているものなので、そうすると人件費を補助するのではなくて、その仕事を委託として出して、その中で人件費として使っていただくようにする方がより明確になってくるのではないかと。しかし、そうするためには相当額の人件費を乗せた形で委託をしないと恐らく今までどおりには回っていかないので、今後、そのような委託契約ができるのかどうか。</p> <p>この委員会は補助金の制度について検討を行うものですが、今度は協働の委託の制度の仕組みづくりの中で、適切な人件費や間接経費をどれだけ上乗せして渡すのかということ、今後、考えていく必要があると思います。</p> <p>先ほど、新しい団体や既存団体について触れましたが、私も個人的にNPOとして活動している中で、NPO団体はこういった間接経費を中々つけてもらえないんです。自立しなさいと言われる割に間接経費をつけていただけないから、いつまで経っても自立ができない。</p> <p>いくら仕事をしたとしても、自分たちで人を雇ったり、或いは、その事務所を構えるような経費をつけてくれない限り、自立しなさいと言われても、非常に難しいという話になるので、そういった意味では、新しいNPOなど団体の方々が、自前で人件費として人を雇い、事務所を借りて運営していけるということと、前述の各既存団体がどうしてこれまで問題なく運営してこられたのかということとを比べると、委託契約のあり方みたいなものが見えてくると思いますので、その辺りは、今回の話の次のステップかもしれませんが、整理していただきたいと思ひますし、それが上手いけば、補助金ではなくて、委託事業として契約を結ぶこと</p>

<p>中川委員</p>	<p>ができますので、その点は、お互いに関係する話にはなってくるのかなと思います。</p> <p>・既存団体に対する補助金について、どのように取り上げるか、或いは、取り上げられないのかというお話に関連しますが、監査を行っている中で、担当の方を呼んで内容を聞くことがあります、結局、団体の方に補助金を出しているが、出したきりになってしまっている状態であると感じることがあります。</p> <p>監査委員としては、補助の目的をとやかく言うものではなくて、とにかく、支出の根拠などについて確認を行います、実際に担当課に聞き取りを行うと適切なチェックが行われていない。</p> <p>これは富田林市に限らず、職員の数が減らされてきている中で、業務も多忙となり、補助対象の団体の方の細かな部分までチェックができていないかもしれません。</p> <p>今、私の一つの考え方としてあるのは、補助金等交付規則があり、その規則の中で良しとして補助金を交付してきた、これを見直すかどうかはこの委員会の目的かもしれないですが、そのとおりに機能しているのかどうかということを見て欲しいなど。この委員会との関係がどうかはわかりませんが、一つの手法というか、切り口としてお願いしたいと思います。</p>
<p>佐井委員</p>	<p>・資料⑦の23ページや24ページに補助金等交付基準適合チェック票というのがあり、実際にこのチェック票のとおりを実施されていれば、かなりの補助金が適正になされているのですが、私も他市の監査委員をしていた時に、ほぼ内容を見ずに担当課がチェックしていたり、支出に関しても領収書の確認をしているのかと問いかけると、人手が足りず担当課として上手く回っていないという状況がありました。</p> <p>資料④で団体運営費補助金の意味合いとして、市が公益上必要と認める団体という記載がありますが、資料⑧の2ページ目、予算決算常任委員会の質問事項で担当課のお答えの一部に、この地区に住んでおられる小学生に対するバス通学の補助として、定期代の半額を補助するとありますが、これは公益性があるものなのか。</p> <p>100%とは言わなくても、今、現存しているルールを守って、規則どおりに実施していただければ、ある程度は改善がなされるのではないのでしょうか。</p> <p>おそらく、古くからの様々なしがらみや事情を抱えているとは思いますが、それならば補助金ではなくて、何か違った形で出した方がいいのではないかと。</p> <p>補助金は公益性が必要ですが、一部の地域の小学生の通学費の補助というのは、常識的に考えて無理があると思います。</p>
<p>久委員長</p>	<p>・先ほど、私が東条地区は少し状況が違うのではないですかとお伝えしましたが、ご指摘のような見方をすると恐らくかなり厳しいチェックが入ると思います。</p> <p>資料⑧の3ページにも記載がありますが、東条地区には市民全体が使う様々な施設が集積しており、このような施設はどこの地区でも受け入れたくないと思っているものを甘んじて引き受けてくださっているわけですから、その分の金銭的補助を一括して差し上げるという観点に立てば、この補助金の使い道というのは、地域のために自由に使ってもらうことが</p>

	<p>できるわけです。そういった点から、何のために補助金を交付しているのかということを確認しておかないと、一つ一つの使途や用途に対してチェックが入ると、東条地区のような補償的な意味合いの補助金はかなり厳しい判断になってくるのかなと思います。</p> <p>例えがいいのかどうか分かりませんが、原発を立地していただいている電源開発の交付金も同じような意味合いです。</p> <p>大変な施設を受け入れてもらってるからこそ、若狭とか大飯町などにお金が落ちて、立派な体育館などを作っていらっしゃるわけで仕組みとしてはよく似てるのかなと思いますので、その辺りは一つ一つの目的をきちんと精査することによって、チェックの入り方というのも変えていかないといけないのかなと思います。</p> <p>中川委員が仰ることは私も同感で、交付された団体が正しい使い方をして、正しい報告をしていただくことが本来の姿であると思いますので、それができていないから誰かがチェックをしないとイケないという話があって、担当課がチェックできてないから監査委員がチェックをするということになる。この辺りの運営の話については、委員会の提言の中でも少し取り上げていく必要があるのではないかと思います</p>
久委員長	<p>・今日、色々ご意見賜ったり、資料を読ませていただくことで、一定ターゲットが見えてきたのかなと感じています。次回以降は、それらを一つ一つ掘り下げた議論ができる補助金等のあり方がはっきり見えてくるのではないのでしょうか。</p>
藤委員	<p>・制度的補助金について、国や府の基準どおりの負担割合で行われていればいいのですが、超過負担として、制度以外の市の持ち出しがなされてるものがあれば、次回までに調べていただきたい。</p>
中川委員	<p>・どこまで個別の案件に切り込むのかというところを色々探られていると思いますが、個々の補助金事業には担当課があるので、そこに何か報告をさせるような宿題をお願いしてもいいかなという気もします。</p>
久委員長	<p>・事務局として手持ちの資料は限られていますので、担当課にヒアリングや資料整理を行っていただくこととなりますので、過剰な負担ではなく、割り振っていただくことになると思います。</p>
中川委員	<p>・例えば、目的は何なのか、実際に計算書を出してもらっているのかなど、自己評価のチェックシートを作成して、行政管理課の方に報告してもらえればいいのかなど。</p>
久委員長	<p>・私は指定管理者制度や委託の事業などにも絡んでいますが、担当課の方に申し上げているのは、人をお願いすると最終的にはチェックをしないとイケないし、それを覚悟の上で外に出してくださいと、出したらそのまま丸投げということだから、現状のように見えていますが、実は本来は自分で行う方がよほど早くて、それを外に出す限りは色々面倒な作業が掛かってくるので、それを覚悟して協働を進めてほしいということを常に担当課の方をお願いしています。</p> <p>先ほど、その点について、まだしっかりと回っていない部分があるのではないかとご指</p>

	<p>摘なので、本来あるべき姿がどこまで適切に回っているのかという調査もこの機会にやっていただければ有難いと思います。</p>
佐井委員	<p>・資料⑤の新規補助金の推移について、他市では、NPO団体などが入って、子育て支援など若い世代の方向けの新しい補助金が生まれたりしていますが、富田林市では若い世代の方の新規補助の申込みというのはないのでしょうか。</p>
事務局	<p>➡資料⑤でお示しさせていただいたものが、ここ7年ぐらいの間に新規で出てきた補助金ということになりますので、社会潮流に合わせた中でそういった補助金があるのであれば、ご意見いただければと思います。</p>
佐井委員	<p>・若い世代の方たちが申請しづらい理由があるとか、或いは、市民の方に対して積極的に周知するみたいなことはしていないのか。</p>
久委員長	<p>・前回、申し上げたように、私は富田林市で市民活動を支援していますが、現状、富田林市では、新しい団体が新しい事業をすることに対する補助というのは、制度としてまだ組み上がっていないと思います。早くその制度を作る必要があるとはお伝えしていますが、従来型の補助金の整理がつかないと新しい補助金制度も始められないので、その辺りは今ストップをかけている状態かと思っています。</p> <p>一方で、委託という形で事業を受けていらっしゃる若い方々の団体もあります。</p> <p>例えば、とある団体では子どもさんや親御さんに対する様々な支援を行われています。</p> <p>恐らく、これは補助ではなくて、委託事業として行われていますので、ある意味明確な形で進んでいる部分も富田林市ではあります。</p>
土井委員	<p>・佐井委員から仰っていただいた、新しく若い世代の方を補助するという形で団体が立ち上がってこないということについてですが、確かに、市民の公益という形でお知らせをしても、結局は、同一団体が形を変えて、毎年申請をしてくるという話で、慣れている団体とどこかで支援していただいて立ち上がってきた団体は、仕組みがわかっているのですが、一から立ち上がるということについては、団体の作り方や仕組みづくりというところから支援していくことが中々難しく、新しい団体が立ち上がってこないというのが現実です。</p>
久委員長	<p>・補助の内容や中身というのも、時代のニーズに合わせてながら、今後、継続的に検討していく必要があるのではないかと。今、何十年と続いてきたことを一区切りつけようということで委員会を立ち上げて検討が始まりましたが、こういったことは定例的に行う必要があるのではないかと思います。</p> <p>また5年、10年経つと、同様の問題が起こってしまって、第三者的に検証してもらった方がいいということが出てくるかもしれないので、そういった意味では、この検討委員会で終わりにするのではなくて、外の意見を聞く仕組みというのを継続的に行うことができれば、更に改善がなされていきますので、その辺りも少し検討していただければと思います。</p> <p>佐井委員も私も、他市で同じようなことをお手伝いしていますので、他市の情報をお渡ししたり、新しい提案、意見交換なども、このような委員会があるからこそ、できるお話ではないかと思います。</p>

<p>中川委員</p>	<p>・新たな取組みとして、一定の公益目的に取り組んで奨励的補助金を受け取られている団体の方々と、従前から受け取られている団体の方々と補助金について、整理する際には、切り分けて考える必要があるのではないか。</p> <p>これから新たに取組まれる団体は、崇高な目的を持って取り組まれています、組織的にも成熟していませんので、要領よくできないこともあるので、その辺りは、大目に見ると言うか、育てるという観点が必要ではないのかなと。</p> <p>それが、市長の仰られる政策目的にも絡んでくるのかもしれないですし、久委員長が仰られているような、新しい補助金制度のあり方の提案という形で、団体を支援していくというのが望ましいのではないのでしょうか。</p>
<p>久委員長</p>	<p>・協働のあり方の市民会議などでお伝えした方がいい話ですが、最近の40歳代以下の方々は、組織型で動かないんです。何か課題があったり、或いは、イベントを実施したりする際に、そのための仲間を募って、一時的に集まりネットワークで動かしていくのですが、目的を達成すると、その組織が消えて、また新しい目的のために組織が生まれて、課題解決を図られたりという形になっています。</p> <p>そういった方々と市役所がどのようにご縁を結ぶのかという時代に入って来た時に、今までのようにしっかりとした組織とパートナーシップを結ぶのではなくて、違ったパートナーシップの持ち方をしなければならない。</p> <p>その時に一つ不安なのは、中川委員が仰られたように、そういった方々と手を組んで補助金を渡した結果、10年後も同様に取り組まれているのかという話が出てきた際に、それは保証できませんということになり、継続性のないものに公金を支出するというのは如何なものかみたいな話になると、新しいネットワーク型の活動とは市役所も中々協働ができない。</p> <p>この辺りは、更に発展した話になりますので、協働のあり方の市民会議の方で検討した方がいいと思いますが、新しい時代に入ってきた時には今までのように組織対組織の手の組み方だけを考えていくと、時代遅れになってしまう部分があります。</p> <p>逆に言うと、旧態依然のやり方をしている古い団体の方々と何十年前と変わらず同じような手の組み方をしているというのは、これからの時代も本当にそれでいいのかというところを、時代的な評価として考えていく必要があるのではないかと思います。</p> <p>町総代会補助金を例に挙げると、町会の加入率は段々と下がっていて、大阪北部の方ではもう加入率50%を切ってきています。その時に町会と手を組むことが、本当に地域の代表の団体と手を組んでいるということが保証できますかということにもなります。</p> <p>その時に、既に河内長野市では始まっていますが、新しいまちづくり協議会や全員参加型の新しい組織を地域でも立ち上げてもらって、その団体とパートナーシップを結ぶという形が出てきていますので、今後、町総代会という組織が、どういう存在であり続けるのか、そして、市役所との関係というのをどう考えていくのかということは、補助金の前提として、考えておくべき話ではないかなと思います。</p>

中川委員	<p>・言葉的に悪いかもしれませんが、地域での様々な問題などを町総代に頼めば、意見集約し、ある意味与党的な意見を上げていただけるので、町総代は自治体にとって便利な組織であるのかなと。しかしながら、それでいいのかと。</p> <p>私は、まちづくりにすごく関心がある方なので、この委員会の話とは違いますが、思わず発言してしまいました。</p>
久委員長	<p>・いえいえ、ここでの話と密接に関係していると思います。地域の代表であると位置づけるために、ここで補助金が交付されているはずなんですよ。本当にそうなのでしょうか、これからもそうあり続けるのでしょうか、ということ問い直すことによって、補助金のあり方みたいなものも検討できるのではないかと今後考えていく必要があると思います。</p> <p>市全体の連合体、これも多くの補助金を交付していますよね。こういった連合体は一体誰のためのもので、本当に補助金があるのかどうかということも、個別ではなくて、地域にある様々な組織の連合体と市役所の関係性というのを問い直して、議論の俎上に載せる必要もあるのではないかなと思います。タイプがありますので、そういう意味では、パートナーを組んでいる組織や団体のグルーピングというのもできるのではないかと。</p> <p>先ほど、佐井委員も仰っていただきましたように、今日これだけ多くの資料を見ていただきましたので、また、読みこなすと色々ご意見やご質問が出てくるのかなと思いますので、お気づきになった時点で事務局の方にお申し出いただいて、次の俎上に乗せていきたいなと思います。</p>
佐井委員	<p>・資料④の補助金の適正化、見直しの方向性について、例えば、議会での案や意見というのは出ているのか。</p>
事務局	<p>➡これまで議会でご質問いただいた内容は資料⑧でまとめさせていただきましたが、総論的にいただいているものはありますが、見直しの方向性というのは、ゼロベースで考えています。</p>
佐井委員	<p>・議論はまだ出ていないのか。</p>
事務局	<p>➡出ていないという訳ではないですが、附属機関を設置した以上は、この委員会をベースに考えていきたい。</p>
佐井委員	<p>・資料⑧で議会や監査の方から質問や意見がなされていて、担当課から回答があるものと全くないものがありますが、回答がないものは時間がないからまだ回答してないのか、それとも回答する必要がないということなのか。</p>
事務局	<p>➡過去の資料になりますので回答がないものについては、議会や監査で意見という形でいただいているものだと思います。</p>
中川委員	<p>・監査は担当課から回答があります。それでないと困りますので。</p>
事務局	<p>➡申し訳ございません。監査委員の方からご指摘いただいた内容について、市の方で一部抜粋できていなかったところがあるかもしれないです。</p>
佐井委員	<p>・例えば、資料⑧の1ページ目の子ども食堂運営補助金について、監査の方が今後は補助金以外の支援策について検討していただきたいとご指摘なされていて、これは委託事</p>

<p>事務局 久委員長</p>	<p>業か何かで行ってほしいという意味だと思いますが、それに対して回答がなかったもので。</p> <p>ある程度は今まで議論されてきて、担当課の方がお答えしていたところもありますよね。</p> <p>▶はい。あります。</p> <p>・その点は、また補足があれば教えていただければと思います。</p> <p>資料④の4ページ目の適正化・見直しの方向性(案)が記載されていますが、例えば、項目5で余剰金や自主財源での事業展開が可能であれば、補助金の停止廃止を検討するというのですが、これはお金を余らしたら、補助金が減額されるという話になりますよね。それは、違うのではないかなと思いますので、団体の運営の立ち上げ補助を行う場合は、一定、経済的な体力がついたのであれば、もう補助金を打ち切りますというストーリーがいいと思います。</p> <p>委託として受けた仕事で、自助努力で余剰金を生み出して、それを蓄えて、別の事業展開をする、或いは、何かリスク回避のために預金として残しておくなど、自助努力の分まで削ってしまうようなストーリーは作って欲しくないなと個人的に思います。</p> <p>もらったものを全部使いなさいみたいな話になってくると、結局、後々の団体運営も苦しくなりますので、その辺りをどうするのか。</p> <p>先ほど、藤委員が仰っていた、委託として出す場合は、市役所側がこの仕事はこれぐらいの金額だろうということで委託するわけですから、その仕事さえしっかりと行っていたければ、あとの経費削減など工夫をし、余剰金として蓄えるというところまでチェックを入れられると団体運営としては苦しくなってくると思います。</p> <p>例えが適切か分かりませんが、先ほどから経費の細目をどうするのかというお話がありました。私たちが様々な所から仕事をした対価として給料をもらっていて、もらった給料で遊びに行こうと、贅沢なご飯食べようと、そこまでとやかく言われたいですね。</p> <p>それと対比してみると、仕事としてしっかりと金額に見合う仕事をしているのであれば、いただいたお金を色々な形で自由に使わせてもらう、特に間接経費ですね。</p> <p>そこにまでチェックを入れると、結局はその団体運営として苦しくなるので、どのようなチェックの仕方を行うのか、或いは、費用対効果としてどのような計算をして、誰がそのチェックを行うのかなど、その辺りの全体像についても上手く整理しておく必要があるのかなと思います。</p> <p>余った金額だけを見て、しっかりと行っているのか評価をされると、それは本末転倒というか、違う評価になるのではないかと思いますので、項目5の考え方というのは、同じ内容でも違う論理の組み立て方をしておいた方がいいのではないのでしょうか。</p> <p>ついでに私の指定管理を受けてる側の立場で言うと、よく担当課や議会から言われるのは、これだけの余剰金があるなら、来年度から減額しましょうかと言われるわけですが、仕事をせずに余らしているのではなくて、自助努力として経費を減らしてきたわけですから、それで経費を減らされてくると、自分で自分の首を絞めてしまうということになるので、その辺りは、評価をする側の立場の方がどのような評価をしていただけるのかということで、単なる費用の多寡だけではなく、仕事の内容としての評価ができるようにしていただければいいのかなと思いました。</p>
---------------------	---

事務局	<p>それでは、1時間半ほど経過しましたので、今日、賜りましたご意見を事務局で上手く整理していただき、次回以降のテーマとして、切り分けていければと思います。</p> <p>事務局の方から今日確認しておきたいお話などがありましたらお伺いしますが。</p> <p>➡先ほど、久委員長からお話があった資料④の4ページ目、適正化・見直しの方向性(案)については、本日も含めて残り4回という委員会の中で、ご議論いただければと考え、骨組みとして記載をさせていただきました。</p>
久委員長	<p>この4ページ目の項目1から7までが各々のタイトルとなっていて、その内容を検討していくという流れで事務局として考えていますので、今後の議論の参考としながら、以降にお付けしている配布資料を見ていただければと思います。</p>
中川委員 久委員長	<p>・本日、資料を持ち帰りいただいて見る際には、この資料④の4ページ目を柱にしなが、見ていただければというお願いでございます。</p> <p>改めて、私も今までの議論を思い起こしながら、この4ページ目を拝見させていただくと、ほぼこれに当てはまる意見が今日いただけたのかなと思いますので、また、事務局としても今日の意見も踏まえながら、適正化・見直しの方向性(案)の内容をもう一度再構築していただければ、より分かりやすくなるのではないかと思います。</p>
事務局	<p>・残り3回しかないので、次回以降の委員会は、どのような流れになるのでしょうか。</p> <p>・最後の回は取りまとめの確認を行うことになるので、実質の議論は残り2回ということになります。そう考えると、今日いただいたご意見も踏まえて、もう一度、資料④の4ページ目の内容を再構築していただいて、そのうち半分ずつ議論を深めていくということになるのかと思います。</p> <p>一定、今日の意見の中でも方向性やあり方を示していただいておりますので、目次的なことよりも更に進んで、具体的にこういった検討が必要ではないかというようなことを示していただきながら、残り2回で効率的に半分ずつ内容を詰めていければ、いいのではないかと思います。事務局としてもよろしいでしょうか。</p> <p>➡仰るとおりです。</p>
久委員長	<p>2. その他</p> <p>・それでは、本日はこの辺りでよろしいでしょうか。それでは、その他案件としまして、次回のスケジュールの確認などがございますので、まだ詳細な日程は決まっていますが、事務局よりご連絡いただければと思います。</p>
事務局	<p>➡長時間ありがとうございました。日程調整につきましては、改めて、事務局より委員の皆様にご連絡をさせていただきたいと思っております。また、今日いただきました宿題につきましても事務局で再度確認を行う中で、個々にご連絡をさせていただくこともあるかと思っておりますので、ご協力いただければ幸いです。事務局からの連絡は以上です。</p>
久委員長	<p>・ありがとうございます。日程調整も1月は窮屈かもしれませんが、2月3月になると少し余裕が出てくると思いますので、上手く調整をいただければと思います。</p>

事務局	<p>➡仮に次回開催が2月となれば、2ヶ月ほど空くので、例えば、個々で打ち合わせをさせていただくという機会を設けさせていただくことは、委員の皆様のご都合の範囲内をお願いして構わないでしょうか。</p>
久委員長	<p>・委員会の開催回数にこだわらず、個々に違った観点から様々なご意見を賜った方が、当然いいものになりますので、その辺りは委員の皆様をご協力いただきながら、進めていただければと思います。</p> <p>それでは、ここで会議の進行を終わらせていただきます。どうもありがとうございました。事務局に進行をお返しますのでよろしくをお願いします。</p>
事務局	<p>・それでは、これもちまして、本日の委員会の方を終了とさせていただきます。長時間に渡り、どうもありがとうございました。</p>

以上